

兵庫県公報

令和7年12月16日 火曜日 号 外

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

- | | |
|--|---|
| ○ 高病原性鳥インフルエンザの発生（畜産課） | 1 |
| ○ 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん等の移動制限及び搬出制限（同） | 1 |

告 示

兵庫県告示第1120号の2

家畜伝染病予防法（昭和16年法律第166号）第13条第4項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和7年12月16日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 家畜伝染病の種類

高病原性鳥インフルエンザ

2 家畜の種類

採卵鶏

3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭羽数

疑似患畜240,000羽

4 発生の場所又は区域

姫路市

5 発生年月日

令和7年12月16日

~~~~~

### 兵庫県告示第1120号の3

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項及び家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置を定める規則（昭和39年兵庫県規則第80号）第3条の規定に基づき、次のとおり家畜及び物品の移動を制限することを命ずる。

令和7年12月16日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 移動を制限する家畜の種類等

(1) 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 移動を制限する物品

病原体を広げるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

発生農場から半径3km以内の下記区域

【姫路市】飾東町（小原新、小原、八重畠、北野、大釜、大釜新、清住、山崎）、豊富町（豊富、甲丘一丁目、甲丘三丁目、御蔭、神谷）、山田町（牧野、西山田、南山田）、船津町【加古川市】志方町畠【加西市】山下町西町、東剣坂町、西剣坂町、中山町、大柳町

(4) 移動を制限する期間

令和7年12月16日から当分の間

2 搬出を制限する家畜の種類等

(1) 搬出を制限する家畜の種類

鶲、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 搬出を制限する物品

病原体を広げるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

発生農場から半径10km以内の下記区域

【姫路市】坂元町、本町、西二階町、福中町、十二所前町、南町、南畠町、南畠町1～2丁目、久保町、忍町、高尾町、総社本町、西駅前町、白銀町、立町、魚町、塩町、綿町、亀井町、駅前町、古二階町、元塩町、平野町、坂田町、朝日町、北条口1～5丁目、二階町、呉服町、紺屋町、東駅前町、同心町、五郎右衛門邸、堺町、竹田町、福居町、八木町、金屋町、生野町、橋之町、福本町、米屋町、鍵町、坊主町、河間町、鍛冶町、野里寺町、大野町、威徳寺町、梅ヶ枝町、野里、下寺町、国府寺町、天神町、京口町、神屋町、神屋町2～6丁目、城東町、城東町（五軒屋、睦町、京口台、野田、清水、中河原、毘沙門、竹之門）、大黒壱丁町、五軒邸1～4丁目、東郷町、市川台1～3丁目、京町1～3丁目、大善町、丸尾町、市川橋通1～2丁目、日出町1～3丁目、若菜町1～2丁目、市之郷町1～4丁目、宮西町1～4丁目、神和町、城見町、幸町、宮上町1～2丁目、双葉町、楠町、花田町（高木、小川、上原田、加納原田、勅旨、一本松）、北条梅原町、北条永良町、北条宮の町、北条、北条1丁目、阿保、市之郷、南駅前町、豊沢町、西新町、船丘町、琴岡町、元町、小姓町、米田町、上片町、博労町、地内町、片田町、福沢町、千代田町、船橋町2～4丁目、東雲町1～2丁目、花影町1丁目、山畠新田、車崎1丁目、名古山町、御立東1～6丁目、田寺東1～4丁目、田寺（1～3丁目、6～8丁目）、田寺山手町、辻井（1丁目、3～9丁目）、御立西2丁目、御立中1～8丁目、御立北1～4丁目、小利木町、鷹匠町、柳町、材木町、景福寺前、柿山伏、農人町、吉田町、龍野町1～6丁目、岡町、嵐山町、岩端町、東辻井1～4丁目、新在家中の町、西新在家1～3丁目、山野井町、八代、伊伝居、新在家1～4丁目、新在家本町1～6丁目、八代緑ヶ丘町、八代宮前町、八代東光寺町、北八代1～2丁目、八代本町1丁目～2丁目、城北本町、西八代町、南八代町、南新在家、北新在家1～3丁目、北平野台町、広嶺山、広峰1～2丁目、城北新町1～3丁目、峰南町、北平野（南の町、奥垣内、1～6丁目）、上大野1～7丁目、大寿台1～2丁目、西大寿台、梅ヶ谷町、保城、西中島、増位新町1～2丁目、増位本町1～2丁目、白国、白国1～5丁目、城見台1～4丁目、砥堀、仁豊野、四郷町（坂元、山脇、上鈴、中鈴、本郷、見野、明田、東阿保）、御国野町（深志野、国分寺、御着、西御着）、別所町（佐土新、家具町、佐土、別所、北宿、小林）、飾東町（佐良和、庄、豊国、塙崎、北山、志吹、唐端新、夕陽ヶ丘）、豊富町（甲丘2丁目、甲丘4丁目）、山田町（北山田、多田）、東山、継、奥山、の形町の形、大塩町、野里上野町1～2丁目、野里慶雲寺前町、野里新町、野里月丘町、野里中町、野里東町、野里東同心町、野里掘留町、野里大和町、三左衛門堀東の町、夢前町（杉之内、塩田、宮置、置本、山富、玉田）、香寺町（中村、恒屋、中寺、土師、野田、溝口、岩部、香呂、行重、矢田部、相坂、田野、須加院、犬飼、中仁野、中屋、広瀬）【加古川市】西神吉町（辻、大国、西村、宮前、鼎）、志方町（志方町、上富木、投松、高畑、広尾、岡、細工所、野尻、大沢、行常、雜郷、東飯坂、東中、大宗、西飯坂、西中、永室、西牧、山中、原、成井、西山、横大路）【高砂市】伊保町中筋、中筋（1丁目、3丁目）、曾根町、阿弥陀町（阿弥陀、北池、南池、魚橋、北山、長尾、地徳）、時光寺町、春日野町、阿弥陀、金ヶ田町、北浜町（西浜、北脇、牛谷）【加西市】北条町（北条福吉、北条本町、北条南町、北条駅前、北条御旅町、北条御幸町、北条笠屋、北条宮前、北条江ノ木、北条住屋町、北条栄町、北条、小谷、栗田、横尾1丁目、横尾、古坂1～3丁目、古坂5～7丁目、東高室、西高室、東南、西南、黒駒）、西上野町、谷町、西谷町（東町、西町）、畠町、窪田町、吸谷町、市村町、坂元町、福居町、谷口町、吉野町、福住町東町、福住町西町、山下町（中町、東町）西横田町、東横田町、鎮岩町、岸呂町、東長町、西長町、王子町、戸田井町、両月町、大村町、尾崎町、段下町、中西町（南町、北町）、琵琶甲町、野条町、牛居町、野田町（上野田町、東野田町）、東笠原町、西笠原町、三口町、坂本町、倉谷町、倉谷町千ノ沢町、新生町、中野町、田原町、網引町（県号79号から西側）、網引町南網引町、栄町、桑原田町、繁昌町繁陽町、繁昌町、上宮木町、下宮木町、鶴野町（上町、南町、中町）、豊倉町、玉野町、山枝町、玉丘町、若井町（上若井町、下若井町）、殿原町、鴨谷町、笹倉町、中富町【市川町】西田中、上田中、保喜【福崎町】南田原（長目、中島、西光寺、八反田、吉田、西野）、西田原、西田原（井ノ口、北野、辻川、田尻）、東田原、東田原（大門、加治谷、亀坪）、大貫、大貫（南大貫、東大貫、西大貫）、八千種、八千種（余田、小倉、種庄、鍛冶屋）、福崎新、馬田、山崎、山崎山崎、福田、福田福田、高岡、高岡（長野、神谷）、西治、西治西谷、高橋

(4) 搬出を制限する期間

令和7年12月16日から当分の間